

豊能町自主防災避難活動環境整備助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊能町自主防災組織育成要綱（平成26年10月1日施行）第6条に基づき登録された自主防災組織又は自主防災組織が組織されていない自治会における防災体制及び避難体制の充実を図るため、自主防災組織又は自主防災組織が組織されていない自治会が防災活動及び避難活動を行う上で必要な環境整備を整えるための助成金を交付することについて、豊能町補助金交付規則（昭和50年7月1日施行）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象)

第2条 前条に規定する助成金（以下「助成金」という。）の交付対象は、自主防災組織又は自主防災組織が組織されていない自治会（以下「自主防災組織等」という。）とする。

(対象となる環境整備)

第3条 助成金の交付対象となる環境整備は、自主防災組織等が防災活動及び避難活動の用に供するもので、別表に掲げるものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(助成率及び助成金額)

第4条 助成率は助成対象経費の4分の3以内（1,000円未満切り捨て）とする。

2 助成金の額は、次の各号により算出した額の合計額を限度（1,000円未満切り捨て）とし、世帯数割に係る世帯数については、助成金の交付を受けようとする年度の前年度3月31日時点の地域内の世帯数とする。

(1) 均等割（1自主防災組織等につき） 300,000円

(2) 世帯数割（下記により算出した額の合計額）

ア 200世帯まで（1世帯につき） 300円

イ 201世帯から1000世帯まで（1世帯につき） 200円

ウ 1001世帯以上（1世帯につき） 100円

3 町全体の自主防災組織等の防災体制及び避難体制の充実を図る観点から、1自主防災組織等への助成金の交付は1年度に1回とする。

4 助成金の交付を受けようとする年度を含む前5年度中に、既に本助成金の交付を受けている場合は、第2項の規定により算出した額の合計額から既交付額を減じた額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする自主防災組織等の代表者（自治会の場合は自治会長とする。以下「申請者」という。）は、自主防災避難活動環境整備助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、指定された期日までに

町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、この要綱の規定に適合していると認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、自主防災避難活動環境整備助成金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、助成申請額と交付決定額が異なる場合は、交付決定通知書にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

4 町長は、第1項の規定により助成金の交付を行わないと決定したときは、自主防災避難活動環境整備助成金不交付決定通知書(様式第3号)にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、その理由を付して申請を取下げることができる。

2 前項の規定により申請を取下げようとするときは、前条第2項の規定による通知があった日から起算して14日以内に、自主防災避難活動環境整備助成金交付申請取下届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 申請者は、第6項第2項による通知を受けた後、整備内容に変更が生じたときは、自主防災避難活動環境整備助成金変更承認申請書(様式第5号。以下「変更申請書」という。)に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。ただし、環境整備の内容について、数量が減少した、又は値引き等により価格が減少したことにより、助成対象経費が減少した場合は、この限りではない。

2 町長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、この要綱の規定に適合していると認めたときは、自主防災避難活動環境整備助成金変更承認通知書(様式第6号。以下「変更通知書」という。)により、変更後の助成金の額を申請者に通知するものとする。

3 町長は、助成変更申請額と変更承認額が異なる場合は、変更通知書にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

4 町長は、第1項の規定により助成金の変更承認を行わないと決定したときは、自主防災避難活動環境整備助成金変更不承認通知書(様式第7号)にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、当該環境整備を完了したときは、自主防災避難活動環境整備助成金実

績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）に必要事項を記載し、証拠書類等を添付して、指定された期日までに町長に提出しなければならない。

（助成金交付額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、この要綱の規定に適合していると認めたときは、交付すべき助成額を確定し、自主防災避難活動環境整備助成金交付額確定通知書（様式第9号。以下「確定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査にあたり、必要があると認めたときは、自主防災組織等が行った環境整備について現場検査し、関係帳簿その他の提出等を求めることができるものとする。

（助成金の請求）

第11条 前条第1項の規定による確定通知書を受けた申請者が助成金を受けようとするときは、自主防災避難活動環境整備助成金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第12条 町長は、前条の請求があったときは、申請者の指定する金融機関の預金口座に振込むものとする。

（助成金の返還）

第13条 町長は、助成金の交付を受けた申請者が、この要綱の規定に違反して虚偽その他不正の手段で助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

自主防災避難活動環境整備一覧表

	分類	備考
1	消火用具類	① 消火器（詰替は除く。） ② 消火器用格納箱 ③ 水バケツ ④ 消火ホース（水道用ホース等の日用品類は除く。） ⑤ 消火ホース用ノズル ⑥ 屋外消火栓用器具（消火栓開閉用器具、スタンドパイプ等のジョイント器具） ⑦ 消火ホースキット（消火ホース、消火ホース用ノズル、屋外消火栓用器具がセットになったもの） ⑧ 可搬型消火ポンプ ⑨ その他消火活動に用いる用具
2	救出救助器具類	① のこぎり ② バール ③ かけや ④ つるはし ⑤ スコップ ⑥ 手斧、なた ⑦ ジャッキ ⑧ カラビナ ⑨ ロープ ⑩ ウインチ ⑪ ハンマー ⑫ 番線カッター ⑬ はしご、脚立 ⑭ チェーンソー ⑮ エンジンカッター ⑯ その他救出救助活動に用いる器具
3	救護用具類	① 救急箱（医薬品のみの購入は除く。） ② 担架 ③ 車いす ④ AED（据付用格納箱を含む。） ⑤ その他救護活動に用いる用具
4	防災被服類	① ヘルメット

		<ul style="list-style-type: none"> ② 防災用被服 ③ 腕章
5	通信器具類	<ul style="list-style-type: none"> ① トランシーバー ② 携帯ラジオ ③ メガホン類 ④ その他通信活動に用いる器具
6	防災倉庫類	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災倉庫（設置費用を含む。） ② 防災用品保管庫
7	炊事器具類	<ul style="list-style-type: none"> ① 鍋、釜類 ② 炊飯器具セット ③ 水タンク ④ カセットコンロ ⑤ ろ水機、浄水器 ⑥ その他炊事活動に用いる器具
8	維持管理器具類	<ul style="list-style-type: none"> ① 発電機 ② 蓄電池・バッテリー ③ 投光器（照明器具を含む。） ④ コードリール ⑤ ガソリン携行缶 ⑥ ストープ ⑦ 空調機器（設置費用を含む。）※自主防災組織等が自主的に避難所として開設することを想定した施設に設置し、かつ蓄電池やバッテリーを購入するなど停電時にも対応できるよう対策がされていること。 ⑧ その他避難所運営等に用いる器具
9	その他	<ul style="list-style-type: none"> ① テント ② 簡易トイレ、仮設トイレ ③ 防水シート ④ 懐中電灯 ⑤ リヤカー ⑥ 避難誘導棒 ⑦ 毛布

※食料品を含む消耗品等、防災研修会や講演会に要する費用は除きます。

様式第1号（第5条関係）

自主防災避難活動環境整備助成金交付申請書

豊能町長 様 年 月 日			
自主防災組織 又は自治会名			
代表者住所			
代表者役職			
氏 名			
電話番号			
豊能町自主防災避難活動環境整備助成金について、下記のとおり申請します。			
1. 環境整備に要する費用	円		
2. 環境整備の内容 ※具体的に記載してください。(別紙可)			
整備の内容	数量	金額	保管場所（設置場所）
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
3. 助成申請額	※「1. 環境整備に要する費用×3/4」又は「地域ごとの上限額」のいずれか少ない方の額（1,000円未満切り捨て）		
	円		
<添付資料>			
(1) 見積書（写）等の金額がわかるもの			
(2) カタログ（写）等の内容がわかるもの			

様式第2号（第6条関係）

自主防災避難活動環境整備助成金交付決定通知書

豊能 第 号 年 月 日							
様							
豊能町長							
年 月 日付けで交付申請のありました豊能町自主防災避難活動環境整備助成金について、豊能町自主防災避難活動環境整備助成金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり交付決定しましたので通知します。							
1. 助成金交付決定額	百	十	万	千	百	十	円
					0	0	0
2. 助成申請額と交付決定額が異なる場合の理由							
<交付要件>							
(1) この助成金は、申請のあった環境整備のためにのみ使用すること							
(2) 環境整備を完了したときは、実績報告書（様式第8号）を提出すること							
(3) 助成金を上記（1）以外の目的に使用したとき、又は書類の記載事項に虚偽不正の行為が認められたときは、助成金の全部又は一部を返還すること							

（不服申立ての教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊能町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定（審査請求をした場合には、その裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊能町を被告として（訴訟において豊能町を代表する者は、豊能町長となります。）、提起することができます。
- 3 この決定（審査請求をした場合には、その裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第6条関係）

自主防災避難活動環境整備助成金不交付決定通知書

豊能 第 号 年 月 日	
様	
豊能町長	
年 月 日付けで交付申請のありました豊能町自主防災避難活動環境整備助成金について、豊能町自主防災避難活動環境整備助成金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。	
交付しない理由	

（不服申立ての教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊能町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定（審査請求をした場合には、その裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊能町を被告として（訴訟において豊能町を代表する者は、豊能町長となります。）、提起することができます。
- 3 この決定（審査請求をした場合には、その裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第7条関係）

自主防災避難活動環境整備助成金交付申請取下届出書

豊能町長 様	
年 月 日	
自主防災組織 又は自治会名	
代表者住所	
代表者役職	
氏 名	
電話番号	
年 月 日付け豊能 第 号により交付決定通知のあった豊能町自主 防災避難活動環境整備助成金について、豊能町自主防災避難活動環境整備助成金交付要 綱に基づき、下記のとおり助成金の申請を取下げます。	
取下理由	

様式第5号（第8条関係）

自主防災避難活動環境整備助成金変更承認申請書

豊能町長 様 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 年 月 日 </div>						
自主防災組織 又は自治会名						
代表者住所						
代表者役職						
氏 名						
電話番号						
年 月 日付けで交付申請しました豊能町自主防災避難活動環境整備助成金について、下記のとおり整備内容を変更したいので申請します。						
1. 環境整備に要する費用	変更前	円	変更後	円		
2. 環境整備の内容	※具体的に記載してください。(別紙可)					
	変更前			変更後		
	内容	数量	金額	内容	数量	金額
			円			円
			円			円
			円			円
			円			円
			円			円
			円			円
3. 助成申請額	※「1. 環境整備に要する費用×3/4」又は「地域ごとの上限額」のいずれか少ない方の額（1,000円未満切り捨て）					
	変更前	円	変更後	円		
<添付資料> <ul style="list-style-type: none"> (1) 見積書（写）等の金額がわかるもの (2) カタログ（写）等の内容がわかるもの 						

様式第6号（第8条関係）

自主防災避難活動環境整備助成金変更承認通知書

豊能 第 号 年 月 日							
様 豊能町長							
年 月 日付けで変更申請のありました豊能町自主防災避難活動環境整備助成金について、豊能町自主防災避難活動環境整備助成金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり変更承認しましたので通知します。							
1. 助成金変更承認額	百	十	万	千	百	十	円
	0	0			0	0	0
2. 助成変更申請額と変更承認額が異なる場合の理由							
<交付要件> (1) この助成金は、申請のあった環境整備のためにのみ使用すること (2) 環境整備を完了したときは、実績報告書（様式第8号）を提出すること (3) 助成金を上記（1）以外の目的に使用したとき、又は書類の記載事項に虚偽不正の行為が認められたときは、助成金の全部又は一部を返還すること							

（不服申立ての教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊能町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定（審査請求をした場合には、その裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊能町を被告として（訴訟において豊能町を代表する者は、豊能町長となります。）、提起することができます。
- 3 この決定（審査請求をした場合には、その裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第8条関係）

自主防災避難活動環境整備助成金変更不承認通知書

豊能 第 号 年 月 日	
様	
豊能町長	
年 月 日付けで変更申請のありました豊能町自主防災避難活動環境整備助成金について、豊能町自主防災避難活動環境整備助成金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり不承認と決定しましたので通知します。	
承認しない理由	

（不服申立ての教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊能町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定（審査請求をした場合には、その裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊能町を被告として（訴訟において豊能町を代表する者は、豊能町長となります。）、提起することができます。
- 3 この決定（審査請求をした場合には、その裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号（第9条関係）

自主防災避難活動環境整備助成金実績報告書

豊能町長 様 <div style="float: right; margin-top: 20px;"> 年 月 日 </div>			
自主防災組織 又は自治会名			
代表者住所			
代表者役職			
氏 名			
電話番号			
年 月 日付け豊能 第 号により交付決定（変更承認）を受けた豊能町自主防災避難活動環境整備助成金について、下記のとおり整備完了しましたので、証拠書類を添えて報告します。			
整備の内容（別紙可）	数量	金額	保管場所（設置場所）
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合 計		円	
<添付資料>			
(1) 領収書（写）			
(2) 整備内容の写真等			

※領収書は、品目、数量及び金額が記載されたものを添付してください。領収書に品目や数量等の記載がない場合は、それらが記載された書類（整備又は購入業者発行）を添付してください。

様式第9号（第10条関係）

自主防災避難活動環境整備助成金交付額確定通知書

豊能 第 号							
年 月 日							
様							
豊能町長							
年 月 日付けで豊能 第 号により交付決定（変更承認）した豊能町自主防災避難活動環境整備助成金について、豊能町自主防災避難活動環境整備助成金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。							
助成金交付確定額	百	十	万	千	百	十	円
	0	0	0	0	0	0	0

（不服申立ての教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊能町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定（審査請求をした場合には、その裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊能町を被告として（訴訟において豊能町を代表する者は、豊能町長となります。）、提起することができます。
- 3 この決定（審査請求をした場合には、その裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 10 号（第 11 条関係）

自主防災避難活動環境整備助成金交付請求書

豊能町長 様		年 月 日	
自主防災組織 又は自治会名			
代表者住所			
代表者役職			
氏 名		㊟	
電話番号			
<p>年 月 日付けで交付額が確定されました豊能町自主防災避難活動環境整備助成金について、下記のとおり交付を請求します。</p>			
1. 助成金請求金額			
請求金額			円
2. 振込先			
金融機関名			支店名
口座種別	1. 普通	2. 当座	3. その他（ ）
口座番号（右づめ）			
口座名義 （受取人）	(フリガナ)		
3. 委任状（請求人と受取人が異なる場合は記入してください。）			
私は、次の者を代理人に定め、豊能町自主防災避難活動環境整備助成金の受領に関する権限を委任します。			
住 所			
氏 名			

※振込先の通帳写し（表紙・表紙裏面の振込先が記載されている面）を添付すること